

令和7年度第12回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和8年3月5日（木）
午前9時30分～午前11時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 20人
会 長 23番 長谷 幹夫
会長代理 22番 金田 修一 24番 金木 洋子
委 員 1番 青山 茂 2番 松本 則幸
3番 牧野 和吉 4番 各川 豊章
5番 茂 清志 7番 国谷 晃
8番 中村 敏 11番 北森 康雄
12番 坂井 義彦 13番 森川 重光
14番 北山 久雄 15番 杉林 清則
16番 熊南 昭浩 17番 山崎 修
18番 西田 清範 19番 林 作三
21番 山崎 巖
4. 欠席委員 4人 6番 加藤 輝夫 9番 大道 勝則
10番 木下 幸雄 20番 大橋 芳信
5. 議題 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による
許可申請について
議案第43号 事業計画の変更について
議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項
の規定による農用地利用集積等促進計画について
報告事項第51号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第52号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第53号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しに
ついて
報告事項第54号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6
号の規定による受理について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、6番 加藤委員、9番 大道委員、10番 木下委員、20番 大橋委員より欠席届があり、出席委員数は20名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会長 ただ今より令和7年度第12回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案4件、報告事項4件でございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。
12番 坂井委員、13番 森川委員両委員にお願いしたいと思います。
議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。
ご準備はよろしいでしょうか。

会長 それでは、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第41号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから5ページまでです。

今回の申請件数は、7件で、申請面積は、14,057.44㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

1番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は、新規就農予定者で、今年度、「とやま農業未来カレッジ」にて農業技術

等の研修を受けており、ブドウを栽培予定です。

2番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自作地に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培予定です。

3番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、父の実家の農地であり、引き継ぎたいとの思いから譲り受けるものです。申請農地では、水稻やスイカ、玉ねぎなどを栽培する予定です。

4番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家であり、生産組合長や近隣の農家の方に指導してもらいながら農業をしていくとのことです。申請農地では、トマト、大根を耕作予定です。

5番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地は、譲受人の自宅に程近く、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培予定です。

6番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家であり、近隣の農家の方に指導してもらいながら農業をしていくとのことです。申請農地では、きゅうり、ピーマン、トマトなどを栽培予定です。

7番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、農地所有適格法人の要件を満たしております。申請農地では、水稻などを栽培予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第42号「農地法第4条第1項及び農地法第5条

第1項の規定による許可申請について」を、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第42号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は6ページから13ページになります。

まずはじめに、先日送付いたしました議案書に修正がございます。議案書8ページの5条申請1番の所在地番ですが、「町村373番4」ではなく正しくは「町村383番4」となります。修正をお願いいたします。

次に、2月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

今回、4条申請が1件、5条申請が8件、合計面積は3,058.00㎡です。位置図も併せてご確認ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は4条申請1番、5条申請2番の2件でございます。

議案書の7ページをご覧ください。

4条申請1番は、富山地域三郷地区において、すでに農家住宅敷地として使用している申請地を是正する計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域山室中部地区において、農機具格納庫及び農作業所を整備する計画でございます。申請地は農用地区域内農地に指定されていることから、農地区分は「農用地区域内農地」、許可基準は「農業用施設」を適用しております。

続きまして、5条申請2番は、富山地域神明地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に教育施設と医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請3番は、富山地域長岡地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であります。過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、5条申請4番は、富山地域寒江地区において、すでに一部を貸資材置場として使用している申請地を是正する計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模であり、過

去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。

議案書の10ページをご覧ください。

5条申請5番については、最後にご説明いたします。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

5条申請6番は、八尾地域保内東部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請7番は、八尾地域保内東部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請8番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

議案書の10ページにお戻りください。

5条申請5番は、八尾地域杉原西部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

なお、この案件については、許可基準である「集落接続」に該当するかどうか問題となっており、許可権者からは、集落、すなわち住宅に隣接して接続していないため、「集落接続」とは言えないとの意見がありました。

しかし、事務局としては、申請地は住宅に隣接はしておりませんが、近接し、かつ、過去に転用許可があり、また、水道の引き込みや下水の公共枿が敷設してあること、加えて既存住宅に隣接させるとなると、現在耕作している農地の分断や、耕作しようとして取得する農地を消滅させる恐れがあることから、地域事情による住宅の配置状況や、将来的な農地利用を鑑みて、許可相当として判断いたしました。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第42号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第43号「事業計画の変更申請について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第43号事業計画の変更申請についてご説明いたします。

議案書14ページをご覧ください。

1番について、議案書12ページの5条申請8番で記載した案件でございます。

この農地につきましては、当初計画者が昭和52年9月に「一般住宅敷地」で農地法第5条の許可を受け所有権移転を行いました。が、計画者の事情等により、目的未達成となっていた土地でございます。

今回、この土地について、新たな承継者が「一般住宅敷地」として使用するため、事業計画の変更を申請されたものでございます。

概要等につきましては、備考欄をご覧ください。

以上でございます。

会 長 それでは、ただいま説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画の変更申請について、ご意義ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第43号「事業計画の変更について」は、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第44号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画について」、事

務局から説明をお願いします。

なお、34ページの161番・162番については、〇〇委員、169番については●●委員、46ページの256番については、△△委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 続きまして、議案第44号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

議案書のページは、15ページから47ページです。

今回の申請件数は257件となり、設定面積は1,713,963.23㎡です。

農用地利用集積等促進計画の案件につきましては、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしております。

なお、30ページの117番から31ページの123番まで及び34ページの170番については、新規就農となりますが、昨年8月に意見交換会を実施したとやま農業未来カレッジ生が農業参入するための貸し借りとなります。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農用地利用集積等促進計画について、161番・162番・169番・256番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、161番・162番・169番・256番を除き、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することといたします。

会長 続きまして、161番・162番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 異議なしとのことでありますので、161番・162番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することとします。〇〇委員は入室をお願いします。

会 長 続きます、169番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 異議なしとのことですので、169番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することとします

●●委員は入室をお願いします。

会 長 続きます、256番について、審議いたしますので、△△委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 異議なしとのことですので、256番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することとします

△△委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、議案第44号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画について」は、「意見なし」として農地中間管理機構に回答いたします。

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第51号 農地法第3条の3の規定による受理について

第52号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第53号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて

第54号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

を、一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第51号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、48ページから61ページです。

今回の受理件数は29件で、全て相続により所有権を取得したものです。

続きます、報告事項第52号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、62ページから73ページです。

解約件数は42件で、解約面積は262,565.67㎡です。

今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第53号農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて、ご報告いたします。

議案書は、74ページをご覧ください。

1番について、譲受人は、平成24年2月29日に「一般住宅敷地」を目的に許可を受けましたが、許可後に売買交渉がまとまらず、所有権移転もされずに目的が未達成となっていた土地でございます。

今回、その許可を取り消し、新たに議案書12ページの5条申請5番の申請を行ったものでございます。概要等につきましては、備考欄をご覧ください。

続きまして、報告事項第54号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は75ページから79ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が3件、5条が12件、合計面積は6,903.91㎡です。内容、転用目的については記載のとおりです。

なお、事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、77ページの5条1番、5条2番の2件となります。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、2. 報告事項の議案審議を終了します。
次に、「3. 協議・報告事項等」について、事務局から説明をお願いします。
はじめに「農地と人のマッチング事業について」、説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 　ただ今、説明のありましたマッチング事業について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

▲ ▲ 委員 　農地利用者募集情報をまとめた「提供農地エリア一覧表」について質問です。□□地区において該当筆数1となっており、これは1,000㎡ある場所のことだと思われそうですが、面積を掲載する必要はないのでしょうか。利用希望する側の意向に影響するのではないかとと思うのですが。

事務局 面積の掲載も検討いたしました。1筆であれば、わかりやすいですが、複数筆ある場合は、全体面積を掲載するのか、1筆毎の面積を掲載するのかということが問題となり、利用希望者に事務局に来ていただきたいという考えから掲載しないことといたしました。

一覧表を見て、利用希望があった場合には、写真や地図をご覧いただき、併せて面積についても説明させていただきます。

■ ■ 委員 農地を提供したい人は、自ら事務局に登録書類を提出する必要がありますか。農業委員でとりまとめて提出することも可能ですか。

事務局 提供を希望する方の条件はそれぞれ異なると思いますので、各人に登録書類をご記入いただいた上で、それを農業委員がとりまとめて事務局に提出いただくことも可能です。その場合には、必ず本人の意向をご確認いただきますよう、お願いいたします。

■ ■ 委員 農地を利用したい人がいる場合、連絡先は各個人ですか。それとも、農業委員を介しますか。

事務局 窓口が農業委員会事務局となっておりますので、利用希望者からの申込があった場合、農業委員の皆様には今回のように情報提供させていただきます。ただし、総会が1か月毎の開催ですので、利用希望者があった場合は、早期にホームページに掲載し農地提供者を募りたいという観点から、情報提供が遅れることとなりますので、随時メール等で情報提供をさせていただきます。

◇ ◇ 委員 「提供農地エリア一覧表」に記載されている項目の意味を教えてください。特に、「貸与または譲渡の希望条件」において、時期の指定の有無や、年間金額「0円～0円」とはどういうことでしょうか。

事務局 希望条件のうち時期の「指定なし」というのは、借りる方や譲り受ける方に合わせるということです。また、年間金額「0円～0円」とは、無償であるということになります。

■ ■ 委員 農地提供者募集情報をまとめた「利用希望農地エリア一覧表」は1番から8番までありますが、全部別の所有者なのですか。

事務局 所有者毎に掲載しております。もし同じ方が複数の地区に農地をお持ちである場合は、さらに地区毎に分けて掲載いたします。

▲ ▲ 委員 「農地提供エリア一覧表」について伺います。□□地区には10アールあたりの設定金額があるのですが、この一覧表に記載の貸与または譲渡希望金額は、それを踏まえて記載されているのでしょうか。それとも、本人が希望した額を、地区の設定金額は確認せず記載しているのでしょうか。

事務局 所有者の希望額が記載されております。地区毎のルールの有無は事務局でも把握しておりませんので、あくまで本人希望額で掲載されているということをご理解を願います。

▲ ▲ 委員 わかりました。本人希望額が地区設定額より高い場合は良いのかもかもしれませんが、安い場合は考える必要があるかと思っておりますので、そういった点もわかれば良いと思えました。

◆ ◆ 委員 無償で農地を譲渡して良いという方がおられるようですが、贈与税や相続税の関係はどうなるのでしょうか。

事務局 農地を取得する方は、その農地の時価が購入額を上回っていれば、贈与税の対象となると思われます。そのため、マッチングで無償または安価で農地を取得される場合には、贈与税の対象となる可能性があることを説明したいと考えております。

なお、マッチング事業では相続税の対象となることはないと思われます。

◆ ◆ 委員 贈与税の金額は、農業委員会で説明するのですか。

事務局 農業委員会での説明は不可能ですので、いたしません。

会長 私から質問がございます。ホームページに掲載しているマッチング事業についてのリーフレットがあると思いますが、ご用意いただくことはできますか。

事務局 事務局にご連絡いただければご用意します。また、タブレットにもリーフレットのデータをお送りしておりますので、周囲への周知等にご活用いただきたいと考えております。

会長 わかりました。ほかにご意見、ご質問等がございますか。

会長 特にないようですので、もし、希望に合う農地や利用希望者がおられましたら、農業委員会までお願いします。

次に、「今後の委員会等開催日程について」説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　ただ今、説明のありました委員会等開催日程について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特にご意見・ご質問等がないようですので、4月、5月については、この日程で行うことといたしますので、委員の皆様にはご出席等よろしくをお願いします。

会 長 　次に、4. 事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

会 長 　ただ今、説明のありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

▽ ▽ 委員 　前回、2月総会において私の方からですね、農業委員や推進委員が現地調査する際の費用弁償がなぜされないのかということをご質問したと思うんです。その時最後に申し上げたのは、「準備不足もあったでしょうから、ちょっと調べてください」ということを申し上げたんです。んで何か出ましたか。

　あの、その時の回答というのはね、「今まで払ったことはない」と。「それはお前の個人的な見解だ」というようなことを言われたんですね。どう調べたってね、これは法律等に出てくることなんで私の個人的な見解でも何でもないんですね？だから、このままほっておいて私本当に腹立てたらね、名誉棄損や侮辱罪になりますよ。民法で言うところの不法行為になりますよ。公務員としての責任追及もしなきゃなりません。そしておっしゃられたのは「確かにね、条文に書いてあることだけど内規で払わないことになってる」と言うんだけど、基本的な法律で払いなさいと決まってることをね、何故内規で支払わないで良いんですか。それはね、公務員としてね、ちょっと杜撰な回答すぎますよ？

　あの、もう1回、何を言っているかわからない人いらっしやると思いますけれども、職員もそうですけども、特に委員というのは、色々な出張いたしますよね。その時は報酬のほかに費用弁償というのも払いなさいというのが、地方自治法の203条の2というところで決められてるわけなんです。もう1つ、我々が直接関係してる農業委員会等に関する法律というの、これの手帳お持ちの人はですね、10ページ見ていただければわかるんですけども、「市町村は委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければなら

ない」と明文の規定あるんですよ。それを受けて、「富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」というのもあって、その5条、それか職員のですね、旅費支給条例というものに明らかに根拠あるんですよ。あまりにもこれは、ちょっと杜撰な回答だと思うんですよ。もうちょっと事務局の方も、真面目に考えてくださいよ。委員の方々ね、皆さん、油ね、近いところだけじゃないですよ。自動車乗って行きや今ね、キロいくらか知らないけどそれだけ負担してるんですよ。あまりにもそのようないい加減なこと言うのはやめてくださいよ。

私は嫌われたついでに言いますけども、今回はまだ比較的早かったんですけども、会場の開くのがですね、遅い時だったらね、直前まで開かんのが2、3回あったでしょ。私はこれどうしてもやめていただきたいと思います。もう1つ、私は▼▼会というところの委員もしておりますけども、そこはもちろんテレビなんかも入るんですけども、いくら農業委員会の指示うんぬんと言うけれども、皆さんはそれなりにきちんとしてね？身だしなみなさるんですよ。その分だけやっぱりこれは市民から税金いただいて、真面目に審議する場所なんですから、やっぱり最低限の見だしなみだけは私は、事務局をはじめ、我々もやっぱりするべきだと思います。

苦言になりましたけど、以上です。それで、言いましたけども、この旅費というかこれについてね、もう少しね、法令担当ときちっとやってくださいよ。もしやらないんだったら、私は、市議会や委員会で質問してもらうこともできますし、請求もいたしますけども。これは、どう見たって日本の法律では拾えないところなんですから、あまりにも都合の悪いところは、うやむやにしないでください。皆さん金が欲しくてやっているんじゃないけども、やっぱりそれは、貰えるんだけど享受することができるんだけど、貰えるものを初めから貰えないという理論は、あまりにもそれは、粗雑すぎますし、事務局としては、私はなっとらんとします。以上です。

会 長 ご意見をいただきましたけれども、事務局等で検討しないとわからないと思いますので、どういたしましょうか。

事 務 局 費用弁償については、おっしゃられたとおり、地方自治法、農業委員会等に関する法律のいずれにも記載があるということで、支給しなければならぬこととなっております。これを受けて市では、条例を制定し、報酬等の支給をしております。前回の2月総会での質問を受けて、担当課に確認を行いました。明確な回答というか、正式決定ではないですけど、その状況だけを説明いたしますと、例えば、地方自治法においては、報酬の支給は勤務日数に応じたものであるが、条例

に定めた場合は、異なる支給ができるということで、費用弁償についても他の条例にて支給基準などを定めております。今後支給方法等を変更するのであれば、報酬や費用弁償を含めて考えなければならないのではないかとということでありました。

このことから、支給基準については、今後どうしていくかということ、皆さんの意見を伺いながら検討し、農業委員会としての方針を出す必要があると考えております。

▽▽委員 費用弁償と言ったら、普通のね、ガソリン代なんですよ。もう1つの、報酬は我々だったら33,500円、会長だったら5万円ですか？別建てで法律もなっているんですよ。それをね、ちょっとあの無理筋の解釈するのはおかしいんでね、いや私は、事務局をいじめるつもりないんだけどね、例えば少額だったら、出張された方に、放棄してもらおうという方法もあるんですよ。そういうことも全く蓋してしまって、費用弁償と報酬を一緒にするのは私はおかしいと。ただそれだけであります。

私は、あの発言する時には強烈なこと言いますけども、それなりの根拠を持って必ず発言しますから、そういう思いつきではありませんから、私は今日はどういうつもりやと思っただけで、我々は、市民から税金貰って真面目にやる、義務があるんだから。これはやっぱり事務局は、誠実に答えてほしいとか当たり前のことを申し上げてるわけですね。あの誤解されるとごめんなさい。私が最初に申し上げたトピックと言ったら、委員の人が出張されて事故に遭ったと。どうやるのということを聞いたら、自分の保険でやってくださいとおっしゃって、それはおかしいだろと言ったら、次回、公務災害の保障あるから、安心してやってくださいということになったわけで、私は田んぼのことわからないけど、皆さんよりは若干こういう制度的なことがわかって、皆さんに少しでもね、プラスにならないかということ、発言してるわけでね、そういうことで誤解だけせずにごめんなさい。

会 長 事務局より支給基準の見直し、条例の改正の必要性などの話もありましたが、費用弁償については、今後も引き続き調査などをしてください。それでよろしいでしょうか。

▽▽委員 次回に続いて構いませんので。条例改正と言ったら大変なことわかりますよ。それで良いですよ。はい。

会 長 それでは、これにて令和7年度第12回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。